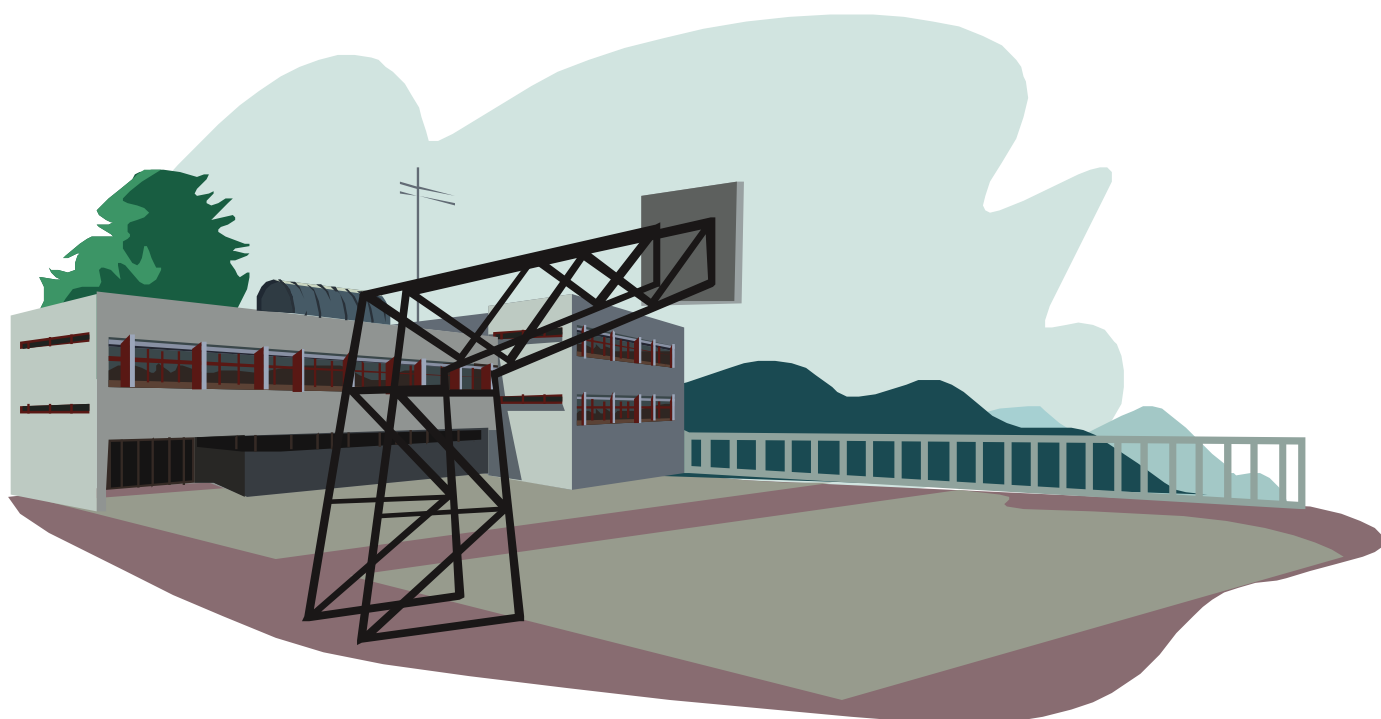


これからの学校開放



足立区

地域のちから推進部

スポーツ振興課

令和元年改訂版

<目次>

P 1	足立区の学校開放
2	開放施設 時間区分及び使用料
3	団体登録 ・登録要件 ・学校開放団体の登録が認められない事例
4	登録の流れ
5	登録団体の種類
5	学校開放利用時の注意事項
6	学校施設管理運営委員会 ・学校施設管理運営委員会の構成と役割
7～8	申請手順と受付方法 ①申請手順（団体） ②受付（運営委員会会長）
9	振替時の申請方法
10～15	学校開放Q & A
16～17	使用ケースと利用券
18	利用券販売窓口
18	券種及び販売額
19	還付と未使用利用券の払戻し
20	手続きに必要な書類
21	利用申請書
22	緊急時の連絡体制について
23	事故報告書

足立区の学校開放

足立区では、生涯スポーツ・生涯学習活動の振興と地域に開かれた学校づくりの促進を図るため、小・中学校の施設を広く区民に開放しています。

令和元年5月現在、団体数は1300を超え、3万人以上が登録しています。現在もスポーツ・生涯学習など様々な団体が活動し、足立区の生涯スポーツ・生涯学習活動の普及・推進に大きな役割を果たしています。

一方、住環境や区民ニーズ、省エネ対策などの変化に伴い、学校開放を取り巻く様々な課題が生じています。これに対応していくため、平成22年8月「学校開放事業審議会」を設け、約1年にわたる議論を重ね平成23年8月、今後の学校開放のあり方について答申されました。

足立区はこれを受け、学校施設の適正化、及び平成24年10月1日からの学校施設有料化に伴い条例や施行規則、要綱などの見直しを行いました。

以下は、利用団体がルールや規則を守り、学校や地域、行政と連携を図りながら『地域のちから』となって生涯スポーツ・生涯学習活動の発展に取り組んでいくことが述べられています。

『これからの学校開放事業のありかた〈答申〉』（概要）

1 区民の誰もが利用できる学校施設

- 特定の団体が長時間にわたって施設を独占しない。

2 ルールを守り規律のある活動

- マナー・モラル意識を向上させ、学校や地域、子どもたちの模範となって活動する。

3 自主・自立した運営委員会

- 登録団体は、学校施設管理運営委員会に参加し運営に協力する。

4 学校・地域に向けた取組み

- 学校施設管理運営委員会を中心に、学校や地域に貢献する事業を提案・実践する。

5 学校施設利用における受益者負担

- 受益者負担を提案する。子ども、高齢者などは使用料の免除規程を設ける。

足立区学校開放事業審議会 平成23年8月31日

開放施設

体育館※	全小中学校	
校庭※	全小中学校	
夜間校庭（ナイター照明）	小学校	高野小・足立小・辰沼小・竹の塚小 西新井第二小・鹿浜西小・東伊興小
	中学校	第六中・東綾瀬中・花畑北中・入谷中
教室	教育委員会が当該学校長と協議の上決定した学校	
多目的室	小学校	千寿本町小・千寿双葉小・島根小・西新井小
	中学校	第一中・千寿桜堤中・六月中・入谷南中
プール	教育委員会が当該学校長と協議の上決定した学校 【注意事項】 ■ プールを利用する団体は、以下の条件が必要。 ① 利用時に2人以上の監視員を配置すること ② 監視員は区が指定する資格を有すること ※ 区主催「学校プール利用安全対策講習会」修了者可 ■ 対象は、小中学生の団体のみとする。	

※自主管理の学校は、団体に鍵を貸与し施設管理を行っています。

時間区分及び使用料

年末年始の学校閉校日を除く下記の時間の中で、学校運営上支障をきたさない範囲で開放しています。利用時間には、準備及び後片付けの時間を含みます。

（平成24年10月1日より）

施設名	午前	午後（1）	午後（2）	夜間
	午前9時～ 正午	正午～ 午後3時	午後3時～ 午後6時	午後6時～ 午後9時
体育館	1,300円	1,300円	1,300円	2,000円
教室	400円	400円	400円	600円
校庭	600円	600円	600円	1,300円
多目的室	1,300円	1,300円	1,300円	2,000円

団体登録

下記の要件を満たしている団体は、登録ができます。

登録は1団体1校まで。1つの団体が複数の学校を利用することはできません。

また、登録内容や活動実態により、教育委員会が不適切な使用と判断した場合は、施設使用の制限や登録を取消しする場合があります。

登録要件

- ① 構成員が10名以上いること
 - ② 構成員の内、5名以上が登録希望校の学校開放区域（※1）に在住・在勤・在学中であること
- （※1）小学校…当該校の通学区域及び当該校が属する中学校の通学区域
中学校…当該校の通学区域
- ・各学校の学校開放区域は足立区HPで参照できます。（「学校開放」ページ）
夜間校庭（ナイター照明）を利用する場合は、ブロック内に5名以上在住、在勤、在学であれば登録することができます。
- ③ 代表者が20歳以上であること
 - ④ 宗教活動または営利活動を目的としないこと
 - ⑤ 会計内容が明らかになっていること
 - ⑥ 会則を備えていること

×〔学校開放団体登録として認められない事例〕×

- 団体名を変え、同じ構成員で複数校に登録し利用している。（二重登録）
- 講師や指導者が代表者となり、塾やカルチャースクールのように会員から月謝などを集め講師の収入となっている。（営利的活動）
- 活動中に物品販売や販売促進活動を行っている。（営利的活動）
- 企業活動の一環となっている。（営利的活動）
例：無料体験スクール（参加勧誘、会員募集）
- 活動中に宗教の勧誘・チラシ配付などを行っている。（宗教活動）
- 会員名簿上の人数と実際の使用人数に著しく差異がある。（不適合）
- 学校の部活動としての登録 ※学校教育活動・部活動優先
- 上記の他、教育委員会が不適合と判断した場合

登録の流れ

1 メンバーを集める

10人以上が登録要件です。さらに、5人以上が学区域に在住・在勤・在学であることが条件となります。

2 登録準備

団体規約・会員名簿を作成します。

3 学校内諾

活動内容、団体構成などを確認します。学校の承諾が得られたら「承認書(内諾)」を発行します。

※内諾…施設使用において学校運営に支障がないかを確認することです。

4 登録

①団体規約 ②会員名簿 ③承認書(内諾)をスポーツ振興課窓口に提出します。登録申請は、窓口で記入します。登録が認められた場合、団体登録証を発行します。

利用校が自主管理校の場合、鍵をお渡しいたします。(1組)

※鍵の在庫管理のため、来所前にスポーツ振興課へ電話連絡をお願いします。

受付窓口

足立区 地域のちから推進部 スポーツ振興課

所在地：足立区中央本町1-17-1 足立区役所南館3F

電話番号：03(3880)5826

登録団体の種類

名 称	内 容	使用料
少年団体	中学生以下のメンバーで構成されており、健全育成を目的とする団体 ※責任者、指導者、運営に関わる保護者等が必要 上記を除く構成員がすべて中学生以下であること	免除
高齢者団体	65歳以上のメンバーで構成されており、健康づくりを目的とする団体 ※指導者を除く	
障がい者団体	身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持つ会員や付添い人・指導者などで構成された団体	
地域団体	町会・自治会・子ども会や地区対・地少協・学校PTA（現役に限る）など地域コミュニティを育成する団体	
総合型 地域クラブ	多世代が交流し地域の誰もが参加できる。運動・スポーツ、文化活動など地域を対象に運営している団体 ※クラブ登録の団体は、プログラムに掲載して会員や地域の誰もが参加できることが条件です。	
生涯 スポーツ団体	主に成人で構成され、上記以外のスポーツ団体 ※子ども、大人合同で活動している団体を含む	有料
生涯 学習団体	主に成人で構成され、上記以外の生涯学習・文化活動団体 ※子ども、大人合同で活動している団体を含む	

学校開放利用時の注意事項

- 車での来校は原則禁止です。自転車・徒歩で来校してください。車ご利用の場合は、近隣のコインパーキングを利用してください。
- 施設内での飲酒・喫煙は厳禁です。学校施設外であってもご遠慮ください。区条例で歩行喫煙は禁止されています。
- 施設内での食事（菓子類含む）は禁止です。ただし、大会や地域行事等で特別な理由がある場合は、事前に学校の承諾が得られた場合のみ可とします。
- 学校の備品類を使用する場合は、事前に学校の許可をもらってください。
- 校庭でのスパイク使用は、校庭の状態を著しく損なう恐れがあるため原則禁止です。
- トイレは清潔に使用してください。（備付けのトイレットペーパーのみ使用可）
- ゴミは必ず持ち帰ってください。
- 準備・あと片付けは利用時間内に行ってください。

- 利用終了後はすみやかに退校し、校門周辺に留まることがないようにしてください。
- 近隣の方の生活環境に十分配慮してください。
※昼間でも、夜間勤務で休まれている方、静かに過ごしている方にとって、活動の声や音は騒音問題につながる場合があります。
- 新規団体を積極的に受け入れてください。利用調整は、話し合いや抽選が原則で、お互い譲り合って使用してください。
- 学校教育活動（それに準ずる活動：放課後子ども教室・学童・PTA行事等）により、使用許可された後でも使用できない場合があります。
- ケガや事故に備え、スポーツ安全保険などに加入してください。（任意）
- 学校、学校施設管理運営委員会での取り決め事項を守り、譲り合いの精神で利用してください。
- 登録団体は、学校開放活動中に事故が発生した場合、P 2 3の「事故報告書」を速やかにスポーツ振興課に提出してください。

学校施設管理運営委員会

学校施設管理運営委員会は、各登録団体の代表者が出席し、施設の利用調整や団体間・学校・地域との情報交換を行っています。定期的に各登録校で開催され、欠席した団体は、原則的に施設の利用申請ができません。

〔学校施設管理運営委員会の構成と役割〕（例）

会長	委員会を統括し、公平な利用調整を行い、学校・スポーツ振興課との連絡調整を行う。※会長…スポーツ推進委員
副会長	会長を補佐する。
相談役	必要に応じて青少年委員、PTA会長、町会・自治会役員から選出。運営をサポートする。
書記	会議録の作成や申請書の取りまとめを行う。
学校	学校行事の案内・協力、使用不可日等の情報提供を行う。
団体代表者	利用調整に協力する。 運営委員会からのお知らせ・取り決め事項を会員に周知、徹底する。 学校行事や地域行事等に積極的に協力する。

利用申請手順と受付方法

1 利用申請の手順（団体）

（1）利用券購入

運営委員会までに利用券を購入する。

→利用券の購入先…P 1 8 「利用券販売窓口一覧」参照

（2）運営委員会出席

運営委員会に出席し利用調整を行う。

→話し合い・抽選など

（3）申請書記入・提出

①利用調整後、団体は利用申請書に記入する。

→P 2 1 「利用申請書」

※振替がある場合は、次回の運営委員会で調整する。

「利用申請書」振替欄に記入

②利用券を貼付する。

→「利用申請書」に利用券貼付

③学校施設管理運営委員会会長に提出する。

→「利用報告書」とあわせて提出する。

（4）許可書・報告書保管

運営委員会会長から「利用許可書」、「利用報告書」を受取る。

→利用報告書は、次の運営委員会で提出します。特に、雨天等の振替確認の際に使用しますので、許可書とあわせて紛失しないように注意してください。

※紛失した場合、振替ができなくなります。

2 受付（運営委員会会長）

（1）利用申請書の記入確認

利用申請書に申請内容がきちんと記載しているか確認します。
記入漏れや誤りがある場合は追記、訂正します。

団体情報	団体種別・団体名・利用目的・利用場所・登録番号・参加人数
使用日	使用日・時間・区分
減免申請	申請の有無・該当する項目
申請者署名	学校名・申請年月日・申請者住所・氏名・連絡先

（2）利用券の貼付確認（有料団体）

申請時間区分の料金の利用券であるか確認し、利用券に済印を押します。
振替がある場合は、利用報告書とのチェックを行う。

（3）書類（学校開放用）の分類

4枚の複写用紙を分けて、運営委員会に提出してください。

- 1枚目「利用申請書」 → スポーツ振興課用へ（区の交換便を使用）
- 2枚目「利用許可通知書」 → 学校用（副校長へ）
- 3枚目「利用許可書」 → 団体用
- 4枚目「利用報告書」 → 団体用（活動終了後に次回運営委員会に提出）
→ スポーツ振興課用へ（区の交換便を使用）

振替時の申請方法

<振替ができる要件>

- 雨天や雪などにより使用できなかった場合
- 学校の都合や行事などが入り使用できなかった場合
- 熱中症やインフルエンザなどが流行している場合
- 光化学スモッグ注意報・警報が発令され使用できなかった場合
- その他、教育委員会が認めた場合

<振替ができない要件>

- 団体の都合により、利用のキャンセルがあった場合

1 振替の申請手順（団体）

- (1) 利用報告書の記載事項（使用予定日時）の中で、使用できなかった日を二重線＝で消し、理由を余白に記入する。
- (2) 利用申請書の「振替」欄に振替元となる日付（前回の利用調整分の中で使用できなかった日）を記入する。
- (3) 振替の申請分は利用券を貼付しない。
＜例＞ 今回12回分の申請。前回2回分の振替（雨天）があった場合
⇒10回分の利用券を貼る。
- (4) 運営委員会会長に「利用報告書」と「利用申請書」を提出する。

2 受付方法（運営委員会会長）

- (1) 利用報告書を確認し、使用できなかった日が二重線＝で消され、理由が記入されているか確認する。
- (2) 利用申請書の「振替」欄の日付と、利用報告書の使用できなかった日が合致しているか確認し、引かれた分の利用券の貼付と枚数を確認する。

学校開放Q & A

☆有料化について

1) 異なる時間帯、施設の利用

Q 夜間の体育館を使っているが、午後1の体育館を使用する。また、教室を使用して会議を行う。2000円の利用券をそれぞれ申請書に貼ればつりをもらえるか？

A お釣を出すことはできません。また、現金の申請もできません。利用券は、施設、利用区分専用のものを購入してください。

2) 団体の都合による活動中止

Q メンバーが集まらなかったため活動を中止した。別の日に振替えてもらうことはできるか。

A 団体のご都合による利用のキャンセルは、振替の対象となりません。振替対象は、学校や地域行事、区の事業などが入る場合、雨天や荒天などの場合です。その他の都合で利用できなかった場合は、スポーツ振興課にお問い合わせください。

3) 申請内容の間違い

Q 許可書もらったが、後日申請時間を間違えていたことに気づいた。その時間は空いていることが確認できた。申請書を出し直したいがどうすればいいか？

A 使用料の金額が同額であることを前提に、学校と運営委員会会長に事前に許可を得た後、スポーツ振興課まで連絡してください。

4) P T Aの活動

Q 現役P T Aが集まり親睦目的で活動しているバレーやソフトボールは有料になるのか？

A 現役のP T A会員のスポーツ・文化活動は免除の対象となります。

5) P T A、O Bの活動

Q P T AのO Bが集まり親睦目的で活動しているバレーやソフトボールは有料になるのか？

A 現役以外の元P T A会員によるスポーツ・文化活動は有料の対象となります。現役P T A会員とO Bの合同活動やP T A O B会の活動なども有料となります。

6) 2団体による合同の活動(1)

Q 1施設、1区分を2団体で合同使用する場合はどうなるのか？1団体は、子どもの団体、1団体は生涯スポーツ団体である。また、両方の団体が生涯スポーツの場合は、どうなるのか。

A 生涯スポーツ団体が1区分の利用券を貼って申請してください。一方の団体が免除団体の場合も、有料の団体は利用券が必要です。両団体が生涯スポーツの場合は、1団体が利用券を貼って提出してください。貼付は両団体で話し合ってください。

7) 2団体以上による合同の活動(2)

Q 他から団体を招き、大会を開催することになった。対象は、すべて子どものチームである。午前から午後2時を利用するが免除になるのか？

A 免除になります。1団体、1区分、週1回の活動が基本ですが、区分を超えての活動は、学校、運営委員会で承認された場合に限り開放できます。

8) メンバーに子どもや高齢者がいる

Q 免除対象となる子どもや高齢者が構成員に含まれている。免除にならないのか？

A 免除は、原則的に全ての構成員が中学生以下、あるいは65歳以上であることが条件です。ただし、監督やコーチ、指導者、運営に携わる保護者に年齢の限りはありません。

9) 多目的室の使用について

Q 夜間の『多目的』室を使用しているが、一般の教室程度の広さである。2,000円は高すぎるのではないか。

A 学校施設使用要綱で定めている多目的室は、2,000円となります。その他、一般教室程度の広さの施設は600円となります。※P3参照

10) 区分を超えた週2回以上の活動

Q 今まで区分を超えて割振りをしてもらっていた。また、週2回以上使用していたが今後はどうなるのか。空いていれば使用させてもらいたい。

A 1区分(3時間)1団体、週1回の利用が原則です。それ以外は、運営委員会で話し合ってください。週2回以上の場合は、相応の使用料の支払いと新たな団体の使用希望があった場合、譲っていただきます。

11) 区分を超えた利用券の貼付

Q 開放委員会の承諾を受け、決められた区分を超えて使用する場合はどうなるのか。体育館午後2時の5時から夜間7時までの2時間を利用している。

A 決められた区分の利用が原則です。ただし、正当な事由がある場合は、運営委員会の承認のもと特例措置としてその実情に合わせて利用券を貼っていただきます。

※P17『使用ケースと利用券』参照

1 2) 1 時間分の支払い

Q 1 時間しか使用しない。1 時間分の使用料を払いたい。

A 1 時間単位の使用料の設定はしていません。使用する区分の利用券を貼って申請いただきます。使用料は、1 区分の料金として条例で定められています。

1 3) 区の事業で1 区分の3 時間まで使用できない

Q 午後4 時半まで放課後子ども教室の活動があるため、午後4 時半から午後6 時まで活動している。使用料は半額にならないのか。

A 半額にはなりません。使用する区分の利用券を貼って申請いただきます。使用料は、1 区分の料金として条例で定められています。1 区分の支払いについて納得いただいた場合に限り、運営委員会の承諾を受け貸出しします。

1 4) 同じ団体の週2 回の活動

Q 構成員が多いため、同じ団体で週2 回、2 区分使用してきた。今後はどうなるのか。

A 団体A・B チームなど年齢や学年で分け、運営委員会承諾のもと2 区分使用することができます。ただし、A のメンバーがB で活動することはできません。逆も同じです。

1 5) 利用券の払い戻し

Q 団体の活動を中止することになった。購入した未使用の利用券を払戻ししてもらいたい。購入した場所で払い戻しができるのか。

A 未使用の利用券の払戻しは、スポーツ振興課のみで行います。払戻しの手続きができる時間は、平日の午前9 時から午後5 時までとなります。(銀行振込み等の対応)

1 6) 使用料の使い道

Q 受益者負担は理解している。有料になった分、どのようなことに使われるのかを教えてください。

A 使用料の使途は、将来に向けた学校施設の維持、補修など、教育環境の充実を目的としています。また、平成2 4 年度以降、自主管理校にA E Dを設置しています。

1 7) 使用料の基準

Q 学校施設の使用料は、何を根拠に設定されているのか。体育館の夜間は高過ぎる。

A 新たな料金設定は、前条例の使用料や事業予算(光熱水費、備品費、管理人人件費)等を勘案し設定しています。使用料引き下げは、現在のところ考えておりません。
1 回2, 0 0 0 円は、例えばメンバー1 0 人で使用する場合、全員で負担しますと一人2 0 0 円の負担です。ご理解、ご協力いただきたいと思いますと考えております。

18) 学校開放予算

Q 学校開放の予算は、年間どのくらいかかっているのか。

A 学校開放予算は、光熱水費やシルバー職員の配置など、毎年約1億7千万円余の税金が投入されています。これ以外に、体育館や校庭などの補修費、備品・消耗品費、メンテナンス費などです。

19) 半面使用

Q 地域体育館は、半面使用の設定があり半額である。学校開放も認めてもらいたい。

A 半面使用が可能な場合、運営委員会調整のもと、2団体で使用することができます。その場合、どちらかの団体が使用料を支払っていただくことになります。

☆その他

1) 学校開放とは

Q 学校施設は、地域住民の財産である。もっと積極的に地域に開放されるべきである。

A 学校開放は、授業や土曜授業、部活動、放課後子ども教室等が無い場合、学校管理上支障無い場合に限り、教育委員会、学校の許可を得て開放することができます。

2) 施設の使用時間

Q 平日の開放時間は、放課後から午後9時までとしているが、放課後の時間は何時からなのか。

A 放課後とは、授業のほか、部活動、放課後子ども教室などが終了した時点からとなります。開放できる時間は、その時々の状況によって異なります。

3) 学校開放の終了時間

Q 夜間を使用しているが、グラウンド整備などで、どうしても9時を過ぎてしまう。多少の退出時間の遅れは認めてもらいたい。

A 認めることはできません。使用時間には、準備、後片付け、清掃、着替え、消灯、施錠などの作業や確認時間も含まれています。施設の入退出は厳守願います。

4) 申請種目以外の活動

Q 少年サッカーで申請している。一つの種目にこだわらずに野球もやらせたいが認められるか。

A 申請種目以外の使用は、安全・適正な管理を行う上で禁止します。種目を変えたことにより事故に発展することがあります。

5) 営利を目的とした活動

Q 子どもを対象に指導している。学校施設を使用し『教室』を開催している。会員から直接会費を徴収し、今後も活動を継続していきたい。

A1 指導者が会を組織し、会員から会費を直接徴収することは、営業行為とします。また、学校施設内、校門、学校周辺においても、チラシやパンフレットを用いた勧誘などの行為は固くお断りします。

A2 会員が主催して、指導者を依頼して謝礼を払う場合は、指導者は必ず住民税を申告する必要があります。区により指導者に申告確認をさせていただく場合があります。

6) 学校内の飲食

Q パンやおにぎり、スポーツドリンクなど、多少の栄養補給、水分補給をしたい。学校への持込みは許可してもらえるのか。

A 食べ物の学校内の持込、摂取は禁止します。運動時の水分補給は認めます。ペットボトル等のごみは必ず持ち帰るようお願いいたします。

7) 喫煙について

Q 校内での喫煙禁止は理解している。校外での喫煙は、問題ないと思うが。

A 学校周辺、その他での喫煙もご遠慮願います。近年、学校周辺にお住まいの方から、利用者の喫煙やマナー、モラルに関する苦情が大変多く寄せられています。

8) 駐車について

Q 車を利用している。運営委員会で決められた台数を守っている。今後も駐車させてもらいたい。

A 学校への車の乗り入れは基本的に禁止です。スポーツ用具の運搬、子どもの送迎、その他、特別な事情がある場合は、学校、運営委員会の許可を得ての利用に限ります。

9) 近隣住民からの苦情対応について

Q スポーツを行う上で、声や活動の音は当然出る。声を出さないとケガや事故にもつながってしまう。

A 利用団体は、近隣住民の生活を第一に考え、迷惑をかけていることを意識して活動してください。

10) 学校施設管理運営委員会について

Q 都合により、代表者が運営委員会に出席することができなくなった。代理を探したが都合のつくメンバーがない。どうしたらよいか。

A 学校副校長、運営委員会会長に連絡し、欠席の報告をしてください。出席できない場合、使用の予約はできません。

1 1) 2校の使用について

Q 団体メンバーが多いため、他の学校を使用したい。登録要件となる学校区はクリアしている。1団体で2ヶ所の使用を認めてもらいたい。

A 団体登録は、1団体1校の登録となりますが、Aチーム、Bチームに分けて使用することは可能です。ただし、申請した構成員以外の方及び相互使用は禁止します。

1 2) 在住、在勤について

Q 登録要件として10人以上はいるが、区域内が3人である。登録を認めてもらいたい。

A 登録は認められません。中学校は当該校の通学区域、小学校は通学区域又は当該校の属する中学校の通学区域に5名以上が在住、在勤又は在学していることが条件です。また、名簿に氏名、住所、電話番号、在勤・在学など記載していない場合は、あらかじめ確認のうえ提出してください。

1 3) 会計報告について

Q 会計報告は、毎年提出しなければならないのか。また、1月から12月の決算でもよいか。

A 団体内において会費の徴収や指導員謝礼、スポーツ用具の購入など、金銭の授受がある場合は、必ず提出してください。(年度または12月締め)

1 4) 不適切な使用について

Q 同じメンバーで2校を使用していた。当団体の活動歴は古く、学校の許可を受けている。今後も使用を続けたい。

A 今後は、1団体1校の使用を徹底してください。区、学校、運営委員会による審議のもと、使用禁止、登録の抹消などの措置をいたします。

1 5) 事故について

Q 学校のガラスを割ってしまった。どうしたらよいか。

A 直ちに現状復旧が必要です。応急処置を行い、学校、スポーツ振興課に報告、指示を仰いでください。代表者には、事故報告書を提出していただきます。現状復旧にかかる費用は団体負担となります。学校へのお詫びを忘れずに行ってください。

A 時間外、自主管理校の場合

速やかに指定の警備会社に連絡し、警備会社立会いで応急処置をして下さい。後日、学校、スポーツ振興課に報告、指示を仰いでください。代表者には、事故報告書を提出していただきます。現状復旧にかかる費用は団体負担となります。学校へのお詫びを忘れずに行ってください。

使用ケースと利用券

【原則】

1回の利用は、3時間までとなります。枠を超える場合は、運営委員会の承認が必要です。

利用時間	9時～12時	12時～15時	15時～18時	18時～21時
利用券	午前	午後1	午後2	夜間

【特例】

運営委員会の承認のもと、時間区分を超える場合など

ケース1

- 平日の放課後、17時～19時（2H）を利用する場合

利用時間	9時～12時	12時～15時	17時～19時
利用券			午後2の利用券

※使用時間が午後2、夜間で同じ時間の場合はスタート時の利用券とする。

ケース2

- 平日の放課後、17時～20時（3H）を利用する場合

利用時間	9時～12時	12時～15時	17時～20時
利用券			夜間の利用券

※使用時間が午後2よりも夜間が多い場合は、夜間の利用券とする。

ケース3

- 複数団体が利用する場合（A団体…17時～19時、B団体…19時～21時）

利用時間	9時～12時	12時～15時	17時～21時
利用券			A団体…午後2の利用券 B団体…夜間の利用券

※A団体は午後2の利用券、B団体は夜間の利用券とする。

ケース4

- 土日、9時～13時（4H）を利用する場合

利用時間	9時～13時	15時～18時	18時～21時
利用券	午前・午後1の利用券	午後2	夜間

※使用時間が2区分となる場合は、2区分の利用券とする。

ケース5

- ・土日、9時から16時まで利用する場合

利用時間	9時～16時	18時～21時
利用券	午前・午後1・午後2の利用券	夜間

※使用時間が3区分になる場合は、3区分の利用券とする。

ケース6

- ・土日、利用する場合（A団体…9時～17時、B団体…17時～21時）

利用時間	9時～17時	17時～21時
利用券	A団体… 午前・午後1・午後2の利用券	B団体…夜間の利用券

※運営委員会において、両団体の話し合いが必要。

ケース7

- ・午前使用している団体が学校行事の都合で10時から13時を利用する場合

利用時間	10時～13時	15時～18時	18時～21時
利用券	午前の利用券	午後2	夜間

※使用時間が午後1よりも午前が多い場合は、午前の利用券とする。

ケース8

- ・2団体が、夜間半面ずつ利用する場合

利用時間	9時～12時	12時～15時	15時～18時	18時～21時
利用券	午前	午後1	午後2	1団体 夜間の利用券

※ どちらかの団体が夜間の利用券を貼付、申請する。（隔週で申請するなど調整する）

※ 一方が免除団体の場合は、有料対象の団体は利用券を貼付、申請する。

ケース9

- ・複数の団体によってスポーツ大会を開催する場合

利用時間	9時～18時
利用券	午前・午後1・午後2の利用券

※ 登録団体が3区分の利用券を貼付、申請する。

ケース10

- ・異なる施設を利用する場合（午前…体育館、午後1…教室）

利用時間	9時～12時	12時～15時	15時～18時	18時～21時
利用券	体育館の利用券	教室の利用券	午後2	夜間

※ 指定施設の利用券を準備する。

利用券販売窓口

	施設名	住所	電話番号	備考
1	総合スポーツセンター	東保木間 2-27-1	3 8 5 9 - 8 2 1 1	
2	スイムスポーツセンター	西保木間 4-10-1	3 8 5 0 - 1 1 3 3	
3	東綾瀬公園温水プール	東綾瀬 3-4-1	5 6 1 6 - 2 5 0 0	
4	千住温水プール	千住 3-30	3 8 8 2 - 2 6 0 1	
5	平野運動場	平野 2-12-1	3 8 8 3 - 8 0 7 9	営業 9:00~17:00
6	生涯学習センター	千住 5-13-5	5 8 1 3 - 3 7 3 0	
7	竹の塚地域学習センター	竹の塚 2-25-17	3 8 5 0 - 3 1 0 7	
8	中央本町地域学習センター	中央本町 3-15-1	3 8 5 2 - 1 4 3 1	
9	東和地域学習センター	東和 3-12-9	3 6 2 8 - 6 2 0 1	
10	佐野地域学習センター	佐野 2-43-5	3 6 2 8 - 3 2 7 3	
11	舎人地域学習センター	舎人 1-3-26	3 8 5 7 - 0 0 0 8	
12	保塚地域学習センター	保塚町 7-16	3 8 5 8 - 1 5 0 2	
13	江北地域学習センター	江北 3-39-4	3 8 9 0 - 4 5 2 2	
14	興本地域学習センター	興野 1-18-38	3 8 8 9 - 0 3 7 0	
15	伊興地域学習センター	伊興 2-4-22	3 8 5 7 - 6 5 3 7	
16	鹿浜地域学習センター	鹿浜 6-8-1	3 8 5 7 - 6 5 5 1	
17	梅田地域学習センター	梅田 7-33-1	3 8 8 0 - 5 3 2 2	
18	花畑地域学習センター	花畑 4-16-8	3 8 5 0 - 2 6 1 8	
19	新田地域学習センター	新田 2-2-2	3 9 1 2 - 3 9 3 1	
20	ギャラクシティ	栗原 1-3-1	5 2 4 2 - 8 1 6 1	

※受付時間…9時～20時（平野運動場は9時～17時）

券種及び販売額

券種	使用可能施設
400円券	【教室】…午前・午後1・午後2
600円券	【教室】…夜間 【校庭】…午前・午後1・午後2
1,300円券	【校庭】…夜間 【体育館】…午前・午後1・午後2 【多目的室】…午前・午後1・午後2
2,000円券	【体育館】…夜間 【多目的室】…夜間

還付と未使用利用券の払戻し

還付とは…

利用券を貼付して申請したが、使用しなかったため現金を返却すること。

払い戻しとは…

使用しない余った利用券を現金で返却すること。

還付または未使用利用券の払戻しを申請できるかの可否は、下記のとおりです。

<還付・払い戻しができるもの>

- 登録団体を廃止する場合で、未使用の利用券が残っている場合
- 利用時間帯が変更となり、使用不能の利用券が残っている場合
- 正規の利用料金と異なる利用券を購入した場合

<還付・払い戻しができないもの>

- 団体の都合で利用をキャンセルしたが、今後も利用を続ける場合
→還付・払い戻し、また、振替もできません。
- 団体の責によらない理由で利用がキャンセルになったが、今後も利用を続ける場合
→還付・払い戻しはできませんが、振替の対応となります。

※その他、事情がある場合は、スポーツ振興課に相談してください。

1 還付・払戻し請求手続き

(1) スポーツ振興課窓口にて「団体登録廃止届」「使用料還付請求書」を提出する。

※還付する必要がある場合、スポーツ振興課に連絡下さい。必要書類についてご案内いたします。

※還付請求書には、振込み指定口座など必要事項を記入し、請求額分の未使用の利用券・使用許可書（利用キャンセル分）を添えてください。

(2) 後日、指定口座に請求額が振り込まれます。

手続きに必要な書類

手続きの種類	必要な書類等	受付方法
新規団体登録	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校開放利用団体登録申請書 ■ 名簿 ■ 団体規約 ■ 承認書（内諾） 	窓口持参
代表者等変更	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校開放利用団体登録変更届書 （氏名・住所・連絡先に関する変更） 	電話連絡
会員の変更	<ul style="list-style-type: none"> ■ 会員名簿 	電話連絡
登録の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校開放利用団体登録廃止届書 ■ 貸与鍵（自主管理校のみ） ■ 足立区立学校施設使用料還付請求書 	窓口持参 ※貸与鍵がある場合のみ。 その他は原則電話連絡可

【利用券】（参考）

<p>足立区学校施設利用券 400円</p> <p> 教室【午前・午後1・2】 足立区教育委員会</p>
<p>足立区学校施設利用券 600円</p> <p> 教室【夜間】校庭【午前・午後1・2】 足立区教育委員会</p>
<p>足立区学校施設利用券 1,300円</p> <p> 校庭【夜間】体育館・多目的室【午前・午後1・2】 足立区教育委員会</p>
<p>足立区学校施設利用券 2,000円</p> <p> 体育館・多目的室【夜間】 足立区教育委員会</p>

緊急時の連絡体制について

学校開放団体は下記の事項に該当する場合、記載のと通りの対応をする。

記

1 区へ報告する事例

(1) 鍵の紛失 ※自主管理校のみ

利用前後に関わらず、鍵の紛失が発覚した場合。

※後の団体と入れ違いになる場合でも、一度鍵を閉めてから引き渡すよう徹底してください。

(2) 物損・事故

窓ガラスや門など、学校の設備に関わるものについて、破損させるなどの事故があった場合。

(3) 怪我

救急搬送した場合またはそれに類するもの（救急搬送すべき事案だが、救急車を呼ばず車で病院へ直行した場合など）。

2 連絡方法

次の内容を報告する。①学校名 ②団体名 ③事故内容 ④折り返しの連絡先

(1) 営業時間内（平日：8時30分～17時15分）

スポーツ振興課 振興係 03-3880-5826（直通）

(2) 営業時間外（平日夜間、土日祝日）

足立区役所宿直警備室 03-3880-5111

※宿直警備室にかける際は、上記2の連絡内容に「この内容をスポーツ振興課長に伝えてください」と加えてください。

3 その他

- ・ 1の(1)、(2)につきましては、スポーツ振興課へ報告するとともに、学校への報告も忘れずに行ってください。
- ・ 上記の報告とは別に、スポーツ振興課へ事故報告書の提出が必要になります。書式につきましては、スポーツ振興課窓口または、区ホームページからダウンロードいただけます。

4 お問い合わせ先

足立区地域のちから推進部スポーツ振興課振興係

TEL：03-3880-5826

学校開放 事故報告書

作成日： 年 月 日

作成者： _____

事故発生日時	年 月 日() 午前・午後 時 分	
発生場所	学校内() ※具体的な事故現場をご記入ください。	
現場責任者	団体名	氏名

事故内容			
事故状況			
事故の経緯			
今後の対応			
学校への報告	年 月 日() 午前・午後 時 分	報告相手 氏名	
スポーツ振興課への報告	年 月 日() 午前・午後 時 分	報告相手 氏名	